

産業廃棄物処理業務委託仕様書

この仕様書は、三重県立総合医療センターの「産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等）」（以下「産業廃棄物」という。）の収集・運搬及び処分の業務を適正に処理するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により、3年間の業務委託をするものです。

1 委託業務

三重県立総合医療センターが排出する産業廃棄物の収集・運搬及び処分の業務を委託します。

なお、廃棄物保管場所から運搬車両への移し替えにかかる費用は委託金額に含みます。

(1) 廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（非感染性のもの）

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

(2) 年間排出予定量

1, 600 m³/年（予定数量であり、委託数量を保障するものではありません。）

※ドラム缶(200L)の場合、減容機を用いゴミを5分の1に減容できるとしますので、1, 600本/年

(3) 収集回数

ア 週3回以上回収できる体制を確保してください。

イ ドラム缶の不足が生じないように搬入してください。なお、当院より緊急の搬入要望があった場合、早急に補充できる体制を確保してください。

ウ 収集運搬日については、当院と受託者で事前に協議した上で、当院の指示による日時に行うものとします。

2 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託業務履行場所（排出事業所の所在地）

三重県四日市市大字日永5450番の132 三重県立総合医療センター

4 当院での産業廃棄物保管方法に関する事項

(1) 圧縮減容機を用い、ゴミを減容してドラム缶（200リットル）に詰込み保管。

(2) 圧縮減容機の設置・交換・保守管理にかかる費用については、入札金額に含めてください。また、圧縮減容機については、ゴミを平均して5分の1以上に減容できるものを使用してください。

(3) ドラム缶（200リットル）にかかる費用については、入札金額に含めてください。

5 産業廃棄物の収集・運搬は、次のように行ってください。

(1) 収集運搬受託業者は、廃棄物処理法等関係法令を厳格に遵守してください。

(2) 産業廃棄物が飛散及び流出しないようにしてください。

(3) 当該収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう

に必要な措置を講じてください。

(4) 収集運搬業務は、廃棄物を指定の保管場所から収集運搬するところから始まるものとします。

(5) 受託業者は、収集運搬にあたって、個人情報流出等の事故を防止する万全の対策を実施してください。

6 産業廃棄物の処分は、次のように行ってください。

(1) 処分受託業者は、廃棄物処理法等関係法令を厳格に遵守してください。

(2) コンテナで保管を行い収集運搬する場合、中間処理方法は焼却としてください。

(3) ドラム缶で保管を行い収集運搬する場合、中間処理方法は焼却又は溶融としてください。

(4) 産業廃棄物の処理は、ダイオキシン等の排ガス規制値を下回る処理施設で実施してください。

(5) 産業廃棄物（廃プラスチック類）の処理後の残さについては、ほぼ100%のリサイクルに努めてください。

(6) 処分受託業者は、処分にあたって、個人情報流出等の事故を防止する万全の対策を実施してください。

7 産業廃棄物の処理の委託について

(1) 廃棄物処理法の規定に基づき、運搬については運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ直接委託契約を締結し、契約書を交わします。

(2) 委託者（運搬業者、処分業者）は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）については、電子マニフェスト制度を活用して処理を行っていただきます。

8 業務細則

(1) 収集した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づいて適正に処理してください。

(2) 業務施行に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共在来にならない清掃又は補修してください。

(3) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。

9 その他

(1) 単価契約の契約金額は、端数処理を行いません。

(2) 委託費の請求は、収集運搬・処分の委託内容別に1か月分の排出量に契約単価を乗じて、円未満を切り捨てた額を月毎に請求することとします。

(3) 業務の完了までに発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとします。

(4) 当院が業務に係る施設の現場確認を実施する場合には、受託者は日程調整等協力してください。

(5) 行政機関から改善命令などの行政処分を受けた場合には、契約を解除することがあります。